

①本人が鏡野町選挙管理委員会に投票用紙等を請求してください。告示日前でも請求することができます。請求の用紙は選挙管理委員会でお渡しできますが、町のホームページからダウンロードすることもできます。

②鏡野町選挙管理委員会から、請求書に記載された住所に投票用紙等を郵送します。

③滞在先の選挙管理委員会で投票します。

④投票をした選挙管理委員会から、鏡野町選挙管理委員会に投票用紙が郵送されます。

※到着日が投票日を過ぎると無効になります。郵送の日数がかかるので、早めに手続きをしてください。

○郵便などで不在者投票をする場合

身体障害者手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている人で、一定の要件を満たす人や、介護保険の要介護認定において要介護5と認定された人は、自宅で投票できる制度があります。この場合は、前もって町選挙管理委員会に申請して「郵便等投票証明書」の交付を受け、これを添えて投票用紙等を町選挙管理委員会に請求してください。

不在者投票についてご不明な点は、選挙管理委員会事務局へおたずねください。

◆投票できる人

年齢要件 平成11年3月27日までに生まれた人

住所要件 平成28年12月20日までに住民票が作成された人で、3月25日の時点で引き続き住民基本台帳に登録されている人で、欠格事由（禁固以上の刑に処せられ執行中の人等）に該当しない人。

＊投票日の前日までに鏡野町以外の市町村へ転出された人は投票することができません。

＊**3月10日**以降に鏡野町内の別の住所に転居された人は、転居前の投票所で投票することになります。郵送される入場券に記載されている投票所をご確認ください。

◆選挙についてのお問い合わせ

・鏡野町役場総務課内 選挙管理委員会事務局 ☎0868-54-2111

入場券が届かない場合は、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

なお、入場券が無くても、選挙人名簿に登録されている人は投票ができます。

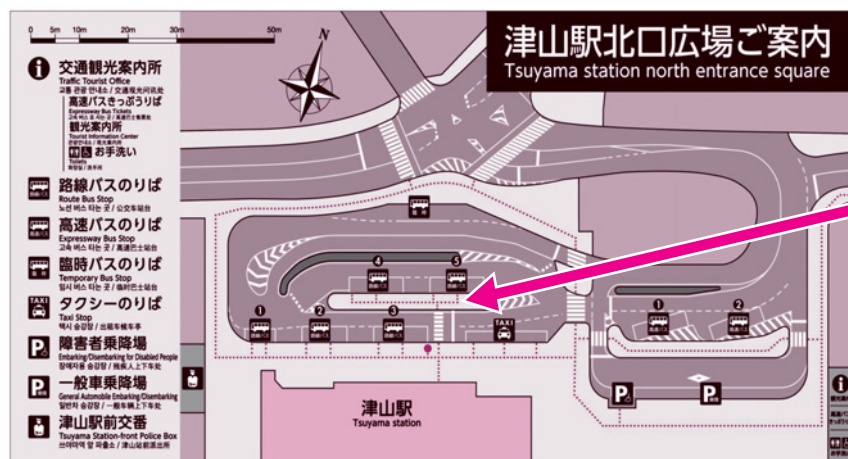
津山駅前の路線バス乗降場所が変わります。

平成29年4月1日より津山広域バスセンターから津山駅北口広場に路線バス乗降場所が変更となります。

1. 期 間 平成29年4月1日から

2. 変更する路線 ① 津山～石越線 ② 津山～奥津温泉線 ③ 津山～富線

3. 路線バス乗降場所（下図参照）



5番のりば

【中鉄北部バス】

・津山～石越線

・津山～奥津温泉線

【津山・富線共同バス】

・津山～富線

※天候等により他の番号の乗降場所に停車する場合もあります。

※図の中の縮尺は実際の長さとは異なります。

お問い合わせ先

まちづくり課 電話(0868)54-2982(直通)